

[迫り来る法改正／時代変化の荒波－38：民法改正＝有休大幅増??]

<序文> 平成29年4月14日、法制審議会への諮問が初めて行われてから8年、審議スタートか5年越しとなる民法改正案が、衆院を通過しました。1896年(明治29年)の制定以来、凡そ120年ぶりの大改定となる訳ですが、民法は共通ベースとなる総則を除くと、物権、債権、親族、相続の4分野で構成されて居りますので、より正確に言えばこのたびの改定対象は、「債権法＝企業や消費者の契約ルールを定める債権関係規定」(日経)の部分と云う事になります。そこで以下では、本件関連の記事を抜粋・引用しながら、その全体像を要約して見る事に致しました。

『…民法改正案が14日午後衆院を通過、今国会で成立する見通しとなった。債権法部分の抜本改正は民法制定以来、約120年ぶり。時代の変化に対応するのが狙いで、判例で定着したルールを法案に明記、**公布から3年以内(2020年を目途)に施行**される。改正案の柱の一つが、当事者間で利息を定めていない場合に適用する**法定利率の見直し**で、低金利時代の実勢に合せ**5%から3%**に引き下げ、さらに、**3年毎に見直す変動制とする**。(中略)不特定多数の消費者に示す「**約款**」に関する**規定も新設**する。(中略)飲食代のツケなどの支払い時効は変更する。又、飲食代は1年、医師の診療報酬は3年など**業種毎に異なる「短期消滅時効」は廃止**し、原則として、新たに「**権利が行使できると知ったときから5年**」とする。**連帯保証制度**については、中小零細企業への融資等で第三者が個人で保証人になる場合、親族等がリスクを認識しないまま保証人になり、自己破産に追い込まれるケース等があった事から、**公証人による自発的な意思の確認(公正証書)**を必要とする様、要件を改めた。(中略)判例によってすでに定着しているルールも成文化し、重度の認知症など判断能力がない人の法律行為は無効であると明記。**賃貸住宅の敷金返還**のルールも新たに加える一等々』。

どの記事、報道をとって見ても、「時代にそぐわない古い慣習や習俗を前提とした古い法律は、改めてしかるべき」であり、「今日では滅多に使用されず、理解されにくい文言・用語も、判り易い現代表記に改めるのが合理的」であって、「それらは正に、現代社会、国民生活の変貌に応じた当然の対応・配慮から生じた当然の帰結」なのだから、民法改正は自然の流れであり、異議を差し挟む余地はないとする論調で足並みを揃えている様に見受けられます。例えば、業種毎に異なる**短期消滅時効**は不合理そのものだから5年に統一整理する、と云う改正案に対し、何らの疑念も抱かず額面通りに受け取って「はいはいその通り、異議無し」で済ませてしまって、本当に良いのでしょうか？

少々検証してみたいと思います。